

石巻市立病院売店等設置・運営事業プロポーザル評価基準

1 目的

この基準は、石巻市立病院売店等設置・運営事業に係る公募型プロポーザルにおける提案事業者のうちから、公平かつ最も有利な者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 選定方法

プロポーザル参加者が提出した提案書を審査するとともに、プレゼンテーションとヒアリングを実施し、これらについて総合的に評価を行い、提案内容に関する評価が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

3 評価方法

(1) 評価機関

プロポーザル参加者が提出した提案書等についての評価は、「石巻市立病院売店等設置・運営プロポーザル選定委員会」が行う。

(2) 評価項目

評価項目は、「石巻市立病院売店等設置・運営事業企画提案書作成要領」に定める企画提案書の作成項目とする。

(3) 採点方法

項目ごとに5段階評価とし、各段階の配点は次のとおりとする。

段階	提案の評価状態	配点
A	非常に優れた提案	10点
B	優れた提案	8点
C	想定した水準にある提案（普通）	5点
D	低い提案	2点
E	非常に低い提案	0点

(4) 項目ごとの重み加算

別表の「プロポーザル評価表」のとおり、重要度に応じて、「1」から「3」までの重み加算を項目ごとに設定する。

(5) 評価点数

項目ごとの配点に項目ごとの重み加算を乗じて得た点を評価点数とする。

(6) 評価点の算出方法

評価点の算出は、各委員の合議によって決定する。

4 優先交渉権者の決定

(1) 優先交渉権者の順位は、前記3の評価方法による高得点の順番とする。

- (2) 提案者が1者のみの場合には、評価の結果において、各選定委員が満点の6割以上の評価を得た場合には、当該提案者を交渉権者とし、満点の6割未満の場合には、交渉権者なしとする。

[別表] プロポーザル評価表

評価項目 (企画提案書の作成項目)	評価点数	
	配点	重み加算
1 事業の実績	10・8・5・2・0	2
2 本事業を行うに当たっての基本的な考え方、コンセプト等	10・8・5・2・0	2
3 店舗及び自動販売機設置のイメージ・レイアウト・設備機器等	10・8・5・2・0	2
4 提供商品及び価格	10・8・5・2・0	3
5 利用者への配慮、ニーズ等への対応と付加サービス	10・8・5・2・0	3
6 緊急時の対応	10・8・5・2・0	1
7 従業員の体制	10・8・5・2・0	1
8 安全対策	10・8・5・2・0	2
9 その他特記事項、アピールポイント等	10・8・5・2・0	1
10 加算額の提案	10・8・5・2・0	3

※配点は、各項目5段階評価でA：10点、B：8点、C：5点、D：2点、E：0点

※評価点数は、各項目ごとの配点に、項目ごとの重み加算を乗じた点数の合計

全項目でA評価（10点）の場合は、重み加算を加えて満点の200点となる。